

令和5年度保育関係補正予算の 概要

こども家庭庁成育局保育政策課

【 目 次 】

| | |
|---------------------------------|----|
| こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業 | 3 |
| こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築 | 4 |
| 医療的ケア児保育支援事業 | 5 |
| 就学前教育・保育施設整備交付金 | 6 |
| 保育所等改修費等支援事業 | 7 |
| 令和5年人事院勧告を踏まえた保育士等の公定価格上の人件費の改定 | 8 |
| 保育士修学資金貸付等事業 | 9 |
| 保育・幼児教育分野における継続的な見える化の促進 | 10 |
| 保育所等におけるICT化推進等事業 | 11 |
| こども政策DXの実現に向けた実証事業 | 12 |
| 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援 | 13 |

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

成育局 保育政策課

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算：91億円

1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円
- B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円
- C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円
- D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円
- E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D. E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

1. 施策の目的

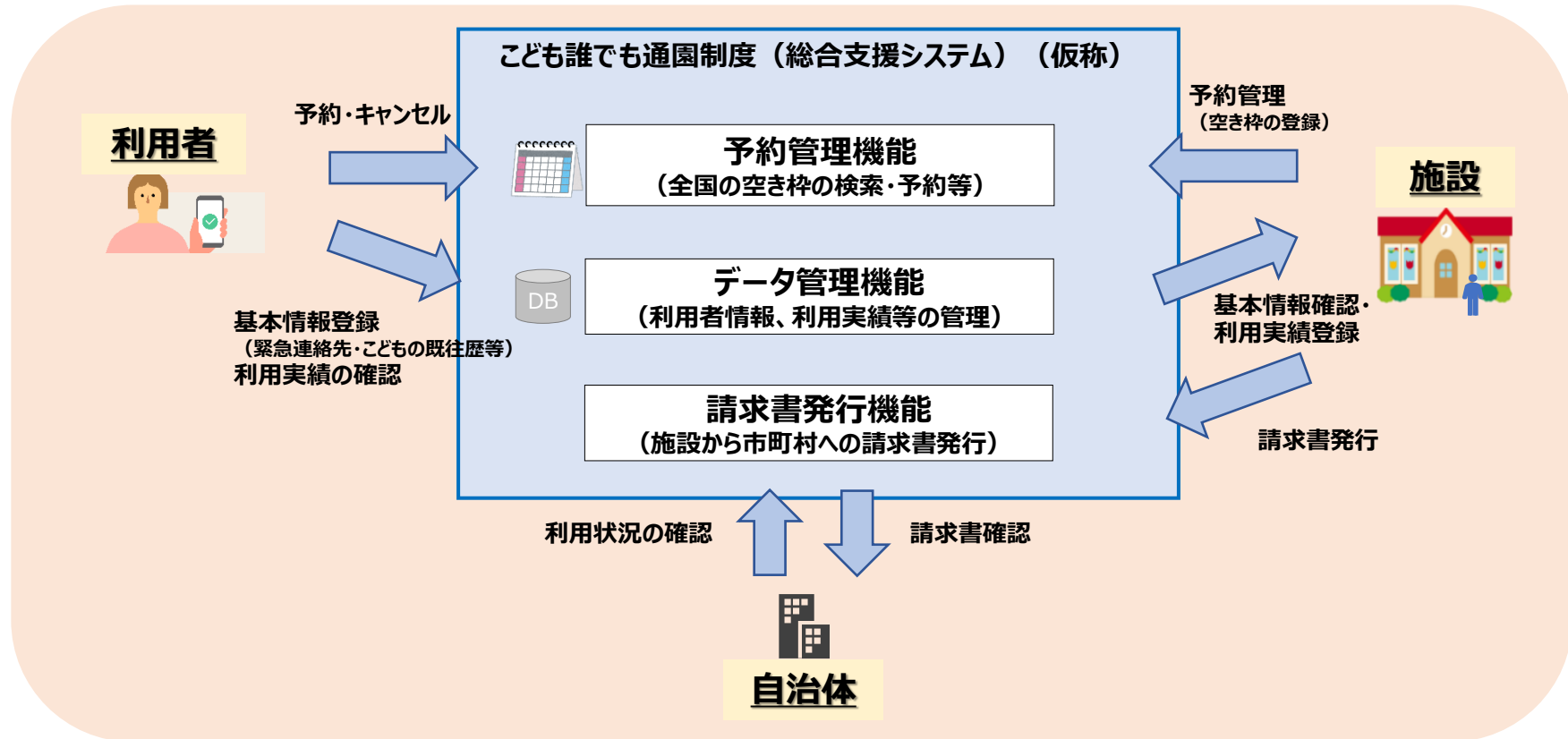
- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

2. 施策の内容

以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

【イメージ図】



＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算 5.2億円

1. 施策の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

2. 施策の内容

＜管内保育所等＞

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児を受入れ。



体制整備等

＜自治体＞

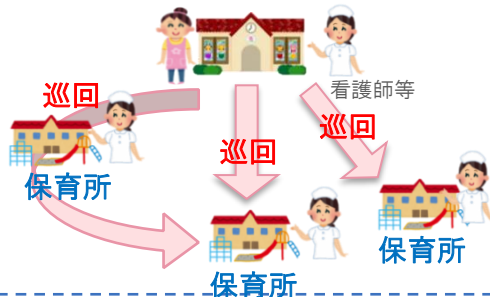
検討会の設置



ガイドラインの策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

【自治体による看護師確保】自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】

○基本分単価

- ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
 (2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算、さらに効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設。(1自治体あたり5,010千円)【拡充】)

○加算分単価

- ② 研修の受講支援【拡充】 1施設当たり 300千円
 ※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。
- ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,232千円
- ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,232千円
 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
- ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 577千円
- ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
- ⑦ 医療的ケア児の備品補助【拡充】1施設当たり 10万円
 (医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)
- ⑧ 災害対策備品整備【拡充】1施設当たり 10万円
 (災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)
 ※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

*医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ
 3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3

国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

令和5年度補正予算：318億円

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- **今般、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、対象事業の追加を行い、試行的事業の実施事業所の整備を可能とする。**

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業 ・ 幼保連携型認定こども園整備事業 ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業 ・ 小規模保育整備事業 ・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業
- ・ **こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所整備事業 ※新規追加**

3. 補正予算の要求内容

- ・ 新子育て安心プランに基づく受け皿整備等 ⇒ 255億円
- ・ 国土強靱化5か年加速化計画に基づき、保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等 ⇒ 29億円
- ・ こども誰でも通園制度の受け皿整備 ⇒ 34億円

4. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
 （保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設、
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 等
 （保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
 （新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

（公立） 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※**こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所の補助率は国1／2、設置者（市区町村）1／2。**

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算：18億円

1. 施策の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

（※）都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

2. 施策の内容

- 【対象事業】
- （1）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業
 - （2）小規模保育改修費等支援事業
 - （3）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
 - （4）認可化移行改修費等支援事業
 - （5）家庭的保育改修等支援事業
 - （6）こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所改修等支援事業

3. 補正予算の要求内容

- ・新子育て安心プランに基づく受け皿整備等 ⇒ 15億円
- ・こども誰でも通園制度の受け皿整備 ⇒ 3億円

4. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

（1）新設または定員拡大の場合

| | | | |
|---------|--------------------|----------|-------------------------|
| 1 施設当たり | 利用（増加）定員19名以下 | 15,210千円 | （① 20,280千円、② 23,322千円） |
| | 利用（増加）定員20名以上59名以下 | 27,378千円 | （① 32,448千円、② 35,490千円） |
| | 利用（増加）定員60名以上 | 55,770千円 | （① 60,840千円、② 63,882千円） |

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,378千円 （① 32,448千円）

（2）1事業所当たり 22,308千円 （① 32,448千円、② 35,490千円）

（3）1施設当たり 22,308千円 （① 32,448千円、② 35,490千円）

（4）1施設当たり 32,448千円 （② 35,490千円）

（5）保育所で行う場合 1か所当たり 22,308千円 （① 32,448千円、② 35,490千円）

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,434千円

（6）1事業所当たり 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【補助割合】 （1）～（4）、（6） ※（6）は私立の場合 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
 （5）、（6） ※（6）は公立の場合 国：1/2、市区町村：1/2

（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

（1）～（4） 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体 1/4 （5） 国：2/3、市区町村：1/3

令和5年度補正予算：620億円

趣旨・目的

- 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の内容

- 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 給与法の改正後に、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和5年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行う。

(参考) 令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.4月→4.5月)

実施主体等

【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員

【実施主体】 市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※事業主拠出金充当後の負担割合

保育士修学資金貸付等事業

成育局 成育基盤企画課

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和5年度補正予算：41億円

1 事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

| | | |
|--|--|--|
| <p>1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)</p> | <ul style="list-style-type: none">○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け○ 卒業後、5年間の実務従事(貸付を受けた都道府県の施設)により返還を免除 <p>※貸付決定者数 4,581人(令和4年度実績)</p> | <p>○貸付額(上限)</p> <ul style="list-style-type: none">ア 学費 5万円(月額)イ 入学準備金 20万円(初回に限る)ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)エ 生活費加算 4~5万円程度(月額) <p><small>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</small></p> <p>※貸付期間：最長2年間</p> |
| <p>2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象</p> | <ul style="list-style-type: none">○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 <p>※貸付決定者数 130人(令和4年度実績)</p> | <p>○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間</p> <p>○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間</p> |
| <p>3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)</p> | <ul style="list-style-type: none">○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 <p>※貸付決定者数 1,305人(令和4年度実績)</p> | <p>○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間</p> |
| <p>4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)</p> | <ul style="list-style-type: none">○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 <p>※貸付決定者数 1,447人(令和4年度実績)</p> | <p>○貸付額(上限) 就職準備金 40万円</p> |
| <p>5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)</p> | <ul style="list-style-type: none">○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援○ 2年間の勤務により返還を免除 <p>※貸付決定者数 7人(令和4年度実績)</p> | <p>○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間</p> |

3 実施主体

都道府県・指定都市

4 補助率

国：9/10、都道府県・指定都市：1/10

1 事業の目的

- 保育士等の処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。
- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、**費用の使途の見える化を進め**、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める、とされたところ。

2 事業の概要

独立行政法人福祉医療機構が整備・運営を行う「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」を改修し、保育所等を運営する施設・事業者の経営情報について収集し、集計・分析の結果を公表できるようにする。また、子どものための教育・保育給付の予算要求においてデータの活用を図る。

【実施主体】

国から独立行政法人福祉医療機構へ補助

国

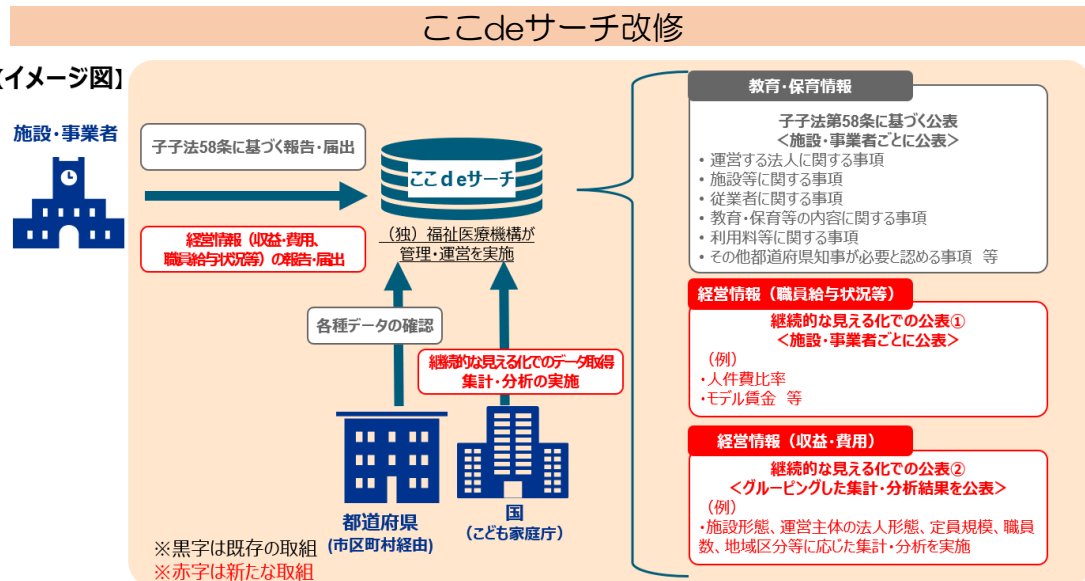


福祉医療機構

【補助率】

国10/10

【イメージ図】



1 事業の概要・スキーム

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務、**実費徴収等のキャッシュレス決済**）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもとの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) **医療的ケア児を受入れる保育所について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。**
- (8) **今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。**

2 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、**民間団体**

【補助基準額】(1) (ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：**110万円**）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）**

(イ) 翻訳機等の購入 1施設当たり：150千円

- (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：200千円
- (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
(ア) 1自治体当たり：5,000千円 (イ) 1施設当たり：1,000千円
- (4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円
- (5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和3年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて設定
- (6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所におけるICT機器導入 1施設当たり 200千円**

【補助割合】

- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 **(*) 国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4**
- (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 **(*) 国：2/3、都道府県・市区町村：1/12、事業者：1/4**
- (3) (ア)国：1/2、市区町村：1/2 (イ)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
※(ア)について、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3
- (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 (6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
(7) 国：1/2、市区町村：1/2
- (8) 国：定額**

※(1)～(3)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2 **(*) 国：2/3、自治体：1/3**
(1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。

(*) 自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

こども政策DXの実現に向けた実証事業

長官官房 総務課（※2③のみみ成育局 保育政策課）

令和5年度補正予算：10億円

1 事業の目的

- 地方自治体や子育て関連事業者等が行政手続や事務処理等のデジタル化・ICT化や生成AIの利用等を効果的に進められるよう、こども政策DXに係るモデル事業等を短期集中で実施し、効果や課題、留意点等をまとめた報告書やガイドライン等を作成し、横展開を図る。また、特に手続負担や業務負担が大きいとされる保育現場でのDXについて、デジタル行財政改革の積極的な推進の観点から、取組の具体化に向けた調査研究を実施する。これらによりこどもや子育て中の方々の利便性向上と子育て関連事業者・地方自治体等の事務負担軽減を図り、「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①こども政策DXモデル事業の実施

- ・地方自治体や保育施設等において、行政手続や事務処理等のDXの取組を実証的に行う。
- ・出生窓口、保育実務、母子保健等の幅広い領域で実施。
- ・有識者検討会を開催しながら各事業の効果や課題、留意点等を整理・検証し、これらをまとめた報告書等を作成し、横展開することで全国の地方自治体等のこども政策DXの取組を推進。
- ・実証事業等を踏まえ国で行うべきシステム開発等に係るDX戦略・人材育成、仕様書等検討、セキュリティ対策等もあわせて行う。

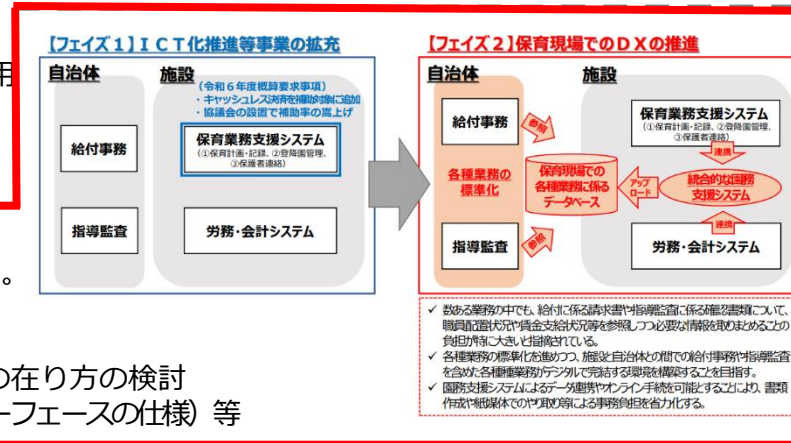
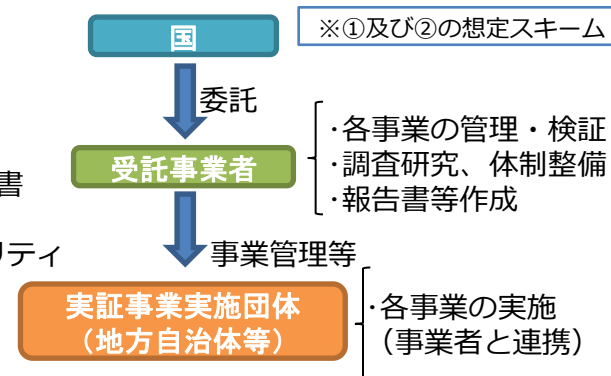
②こども・子育て分野における生成AI利用に係る調査研究

- ・地方自治体や保育施設等において、生成AIを利用した取組を実証的に行う。
- ・保育、母子保健、安全対策、伴走型相談支援等の幅広い業務で実施。
- ・有識者検討会を開催しながら各事業の効果や課題、留意点等を整理・検証し、生成AI利用のガイドライン等を作成することで全国の地方自治体等の適切な生成AI利用を進める。

※[生成AI利用の想定場面例] 住民からの子育て相談や問合せ対応、広報文等作成・マニュアル等改定
保育時における画像生成AI等利用、保育施設等における研修資料作成、園周辺の安全対策案の策定等

③保育現場でのDXの推進に向けた調査研究事業

- ・有識者や関係者（地方自治体 保育施設、ベンダー等）の参画を得て、以下の調査研究を行う。
 - (1)地方自治体において行う給付事務・監査事務の実態把握
 - (2)保育施設等において行う保育業務・管理運営業務の実態把握
 - (3) (1) (2)の事務の標準化・デジタル化の検討及びそのために必要な共通データベースの在り方の検討
(データベースの構築主体、各種ICTツールとのデータ連携を可能とする標準規格、ユーザーインターフェースの仕様) 等



3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

1. 施策の目的

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

2. 施策の内容

【対象施設】

※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

※地域子ども・子育て支援事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、児童厚生施設、市町村子ども家庭総合支援拠点 等

※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助割合】 国 1 / 2、都道府県等、1 / 4、事業者 1 / 4

【補助基準額】 1施設あたり 100千円